



カード切替・ポイント移行方法

- 新カードは5月中旬ごろに各世帯に1枚郵送します。お手元に届きましたらカードの裏面にお名前と電話番号を記入してください。



※必ず新・旧両方のカードを窓口までお持ちください。
 ※移行期間を過ぎますと旧カードのポイントは失効しますので、必ず11月30日(水)までに移行手続きを行ってください。

- 旧カードから新カードへのポイント移行期間と場所は以下のとおりです。

移行期間

6月1日(水)から11月30日(水)(土日祝日除く)
 午前8時30分から午後5時15分まで

移行窓口

- 根尾分庁舎 総務産業課
- 本庁舎 本巢支所地域調整課
- 糸貫分庁舎 糸貫支所地域調整課
- 真正分庁舎 生活環境課



ポイントの変更

- ポイントは、5月1日(日)から空き容器1個につき0.2点に変更させていただきました。



※古紙にはポイントは付加されません。



貯まったポイントで交換

- 本巢市指定ごみ袋・シール
 - 可燃ごみ袋 大 1,000点(円)
 - 中 800点(円)
 - 小 600点(円)
 - 粗大ごみ袋 可燃 1袋 400点(円)
 - 不燃 1袋 400点(円)
 - 粗大ごみシール 1枚 400点(円)
- 本巢市商工会商品券 1枚 500点(円)
- 図書カード 1枚 500点(円)
- リオワールド商品券 1枚 500点(円)



これはやめて!! 注意事項

空き容器回収機に入れられないもの

- ペットボトルのキャップ
- しょうゆ・油など飲料容器以外の容器
- つぶれた容器
- 透明色以外の容器

古紙回収ボックスに入れられないもの

- 水にぬれた古紙
- 油類・汚物などで汚れている古紙
- 一部が燃えた古紙



注意

新機種用のリサイクルカードは4月20日現在の住民登録(外国人を含む。)されている全世帯主の方に1枚郵送させていただきます。4月21日以降に転入届を出された方は市役所窓口(根尾総務産業課・本巢支所地域調整課・糸貫支所地域調整課・生活環境課)でカードの交付手続きをお願いします。



空き容器回収機更新に伴う回収機利用停止期間(予定)

地域	設置場所	利用停止期間(予定)
根尾	市役所根尾分庁舎	5月25日(水)から27日(金)まで
本巢	市役所本庁舎	5月23日(月)から26日(木)まで
	JAぎふ外山営業所	5月18日(水)から20日(金)まで
糸貫	市役所糸貫分庁舎	5月17日(火)から20日(金)まで
真正	市役所真正分庁舎	5月16日(月)から26日(木)まで

※真正地域のもとす合同庁舎・真正小規模授産所の空き容器回収機は5月31日(火)をもって廃止し、真正分庁舎へ統合させていただきます。

問い合わせ

生活環境課 ☎058-323-7751